

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 6月の主な成立法令一覧
3. 6月の主な発刊書籍一覧（私法）
4. 6月の主な発刊書籍一覧（公法・その他）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最二判平成15年10月10日判タ1138号74頁 平成13年（受）第377号請負代金請求事件

法務速報30号3番にて紹介済

→

(2) 最三判平成15年12月9日判時1849号93頁・平成14年（受）第218号・保険金請求事件

法務速報32号6番で紹介済

→

(3) 最三判平成15年12月16日金法1709号37頁 平成14年（オ）第545号

法務速報33号20番で紹介済

→

(4) 最二判平成16年2月20日判時1853号28頁金法1707号98頁 平成14年（受）第912号

法務速報35号6番で紹介済

→

(5) 最二判平成16年2月20日平成15年（オ）第386号、同年（受）第390号 金法1707号98頁

1 貸金業者との間の金銭消費貸借上の約定に基づき利息の天引がなされた場合における天引利息については、貸金業の規制等に関する法律43条1項の規定の適用はない。

2 貸金業の規制等に関する法律17条1項所定の事項を記載した書面には、同項所定の事項のすべてが記載されていることを要するものであり、その一部が記載されていないときは、同法43条1項適用の要件を欠く。

3 貸金業者が債務者から弁済を受けた日から20日余り経過した後には交付された取引明細書は、弁済の直後に貸金業の規制等に関する法律18条1項所定の書面の交付がされたものとみることはできない。

法務速報35号7番で紹介済

→

(6) 最一判平成16年6月3日 最高HP平成14年（受）第505号 離婚請求本訴、同反訴事件

1 離婚の訴えの原因である事実によって生じた損害賠償請求の反訴の提起及び離婚の訴えに附帯してする財産分与の申立てについては、控訴審においても相手方の同意を要しない。

2 原審の口頭弁論の終結に至るまでに離婚請求に附帯して財産分与の申立てがされた場合において、上訴審が原審の判断のうち財産分与の申立てに係る部分について違法があることを理由に原判決を破棄し、又は取り消して当該事件を原審に差し戻すとの判断に至ったときは、離婚請求を認容した原審の判断に違法がない場合であっても、離婚請求に係る部分をも破棄し、又は取り消して、共に原審に差し戻すこととするのが相当である。

(7) 最三判平成16年6月8日 最高HP 平成15年（受）第709号 損害賠償請求事件

A市、D、売主と移転してきた土地につき、土地売買契約の当事者双方から所有権移転登記手続についての代理を囑託された司法書士が、売買代金の決済及び登記手続を行うことを約定した日に、事前の予告、説明もなく、本件土地については、実体的所有関係を確定することができず、本件売買契約によって本件土地の所有権が買主に移転するとは限らないという問題があるとして登記囑託を拒否した行為につき、「払下」を登記原因として所有権移転登記を受けたDから売主に対して「真正な登記名義の回復」を登記原因とする所有権移転登記手続がされていることが、特段、不自然であるということではなく、A市から所有権移転登記を受けたDと売主に所有権移転登記手続を了したDとの同一性につき、調査、確認もせず、商号と本店所在地を同じくする株式会社を異にして2社存在した事実のみに基づき、本件土地についての実体的所有関係を確定することができないと判断したことは合理性を欠くとして、損害賠償請求が認められた事例。

(8) 名古屋高金沢支判平成15年2月19日判タ1141号166頁 平成14年（ネ）第80号、平成14年（ネ）第144号、損害賠償請求控訴事件、同附帯控訴事件

小学2年生（満7歳）の男子が市の設置した箱ブランコで遊戯中に転倒して、箱ブランコの底部と地面との間に頭部を挟まれて負傷（右眼を失明）した事故につき、箱ブランコが事故当時、使用方法に即した安全性を欠いており、営造物が通常有すべき安全性を欠く状態であったとして、市の損害賠償責任を肯定し、右事故の被害者である小学2年生の男子に、本件箱ブランコを押す方法又は身体のバランスの取り方等に不注意があったとして、過失相殺（2割減額）を適した事例。

(9) 東京高判平成15年7月31日判タ1138号264頁 平成15年（ネ）第1142号

法務速報33号9番にて紹介済

>

(10) 仙台高秋田支判平成15年8月27日判タ1138号191頁 平成14年（ネ）第47号

本件医師は原告に対して本件不妊治療を説明する際に、血栓症または塞栓症発症の可能性やその場合の症状について説明をする必要があったというべきであり、普通の一般的な盲腸炎の手術程度の危険性を説明しただけでこの説明義務が尽くされたとは到底いえない（原判決変更。金770万円認容）。

(11) 東京高判平成15年12月17日金法1708号46頁 平成15年（ネ）第2972号

遺言者が、入院中の病室において、公証人に対し、自ら公正証書の作成を囑託し、公証人は、あらかじめ弁護士が遺言者から聴取した遺言内容に従って準備した遺言書文案を遺言者に交付し、これを各項目ごとに読み聞かせて、その内容が遺言者の真意に合致することの確認を得ている場合、遺言者から公正証書遺言の趣旨の口授を受けたといえるから、民法969条所定の方式を履践しており、公正証書遺言として有効である。

(12) 東京高判平成16年3月16日金法1709号42頁、判時1849号44頁 平成15年（ネ）第3063号

1 借り換えの際に交付された貸付契約書に「従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳」（貸金業の規制等に関する法律施行規則13条1項1号力）の記載及び「契約上、返済期日前の返済ができるか否か及びできるときは、その内容」（施行規則13条1項1号リ）の記載がないとして、貸金業の規制等に関する法律17条所定の書面の交付があったとは認められないとされた事例。

2 貸金業者が債務者の弁済時に貸金業の規制等に関する法律18条所定の書面を交付しなかったため、同法43条のみならず弁済の規定の適用がないにもかかわらず、その適用があることを前提に作成されたその後の領収書兼残高確認書の記載は、充当関係を正しく記載していないから、その後の返済についても同法18条所定の書面の交付があったとは認められない。

3 借換え時に従前の貸付金の元金や利息を新たな貸付金によって支払ったとされている場合、単に計算上の支払があるだけで現実の支払があるものではないから、従前の貸付金や利息への支払いはないものとして利息計算をすべきであり、その際の貸付額は、名目上の新規貸付額ではなく、名目上の新規貸付額から貸金業者が従前の貸付金の元金や利息としてこれを差し引いた残額、すなわち、債務者の現実の受領額である。

(13) 大阪高判平成16年5月11日 高裁HP 平成15年（ネ）第3620号 損害てん補等請求控訴事件

1 自賠法72条1項は、被害者が本来有している不法行為に基づく損害賠償請求権とは異なり、他の手段によっては救済を受けることのできない交通事故被害者に対して最小限度の救済を与える、新たに創設された権利であるから、同条項所定の「損害」に、被害者が加害者に請求できる交通事故当日からの遅延損害金が含まれると解することも、同条項に基づくてん補金請求権が交通事故時から遅滞に陥ると解することもできない。

2 てん補金請求権は公法上の金銭債権であるが、会計法の趣旨に鑑み、時効以外の点についてはその性質に反しない限り原則として民法の規定が準用されると解すべきであるから、てん補金請求権についても、請求日の翌日から（民法412条3項準用）法定利率による（民法419条準用）遅延損害金が発生する。

(14) 東京地判平成15年3月14日判タ1141号207頁 平成11年（ワ）第1960号 損害賠償請求事件

医師が乳頭部腺腫の患者に対して乳房病変部の診断のため腫瘍の摘出生検をした後、単純乳房切除術を実施した場合において、当該切除術を実施したことに過失はないが、患者に対し本件手術を受けるか否かを熟慮し選択する機会を一切与えず、医師がその診断を受け入れるよう心理的な強制を与えており、医師に診療契約上の説明義務違反があったとして、病院に対する損害賠償請求が一部認められた事例。

【商法】

(15) 最一判平成16年6月10日 最高HP 平成12年（受）第56号 損害賠償請求事件

火災保険約款の免責条項が、保険契約者又は被保険者が法人である場合における免責の対象となる保険事故の招致をした者の範囲を明確かつ画一的に定めていること等にかんがみ、本件免責条項にいう「取締役」の意義については、文字どおり、取締役の地位にある者をいうものと解すべきであるところ、有限会社の破産宣告当時に取締役の地位にあった者は、破産宣告によっては取締役の地位を当然には失わず、社員総会の招集等の会社組織に係る行為等については、取締役としての権限を行使し得ると解されるから、その者による放火は免責条項所定の「取締役」の故意による事故招致に当たり、保険会社は免責される。

(16) 福岡高判平成16年5月25日 高裁HP 平成15年（ネ）第852号 損害賠償請求控訴事件

1 株式会社の代表取締役について不実の登記がなされた後、不実の登記にかかる代表取締役の代理人に銀行預金が払い戻された場合、商法12条は登記当事者である会社が第三者に対して登記記載事項を対抗できるか否かの問題であるから、第三者である銀行から会社に対して、不実の登記の記載事項を前提に払い戻しの有効性を主張することはできない。

2 上記払い戻しに関し、商法14条により銀行がその有効性を主張できるかが問題となるが、真の代表取締役が不実の代表取締役の職務執行停止の仮処分を申し立てなかったとしても、払い戻し前後の具体的なやりとりを鑑みれば、真の代表者が不実の登記の存在を知りながらこれを放置していたと評価することはできない。

(17) 東京地判平成16年3月25日判時1851号21頁・平成11年（ワ）第28168号・取締役に対する損害賠償請求事件

（長銀ノンバンク事件第1審判決）

1 日本長期信用銀行（以下「長銀」）の元取締役が母体行責任を前提に系列ノンバンクに対して行った金融支援（損益支援、資金繰り支援）について、経営判断の原則を前提として、その経営判断に誤りはなく、かつ、社会的相当性の逸脱もないとして、善管注意義務違反が

否定された事例。

2 長銀の元取締役が系列ノンバンクに対する支援として受皿会社に対して行った融資（不良債権等の簿価等での肩代わり資金）について、受皿会社に担保物件の時価を著しく上回る簿価（仮想事業化計画による嵩上げと認定）で債権を引き取らせるなど不良債権を肩代わりさせる償還可能性のないことが明らかな融資であるとの認定を前提に、(i)実質損益支援であり本来取締役会決議を要するにも関わらず、通常の融資手続で行われており、意思決定ルールを潜脱している、(ii)商法・税法上の義務並びに金融当局の検査を回避するために事業化計画を仮想して償還可能性を偽るなど、銀行の公共性に反している、(iii)銀行の融資稟議システムに対する信頼を傷つけるものであり、それ自体取締役に与えられた裁量を逸脱している、など、社会的相当性を逸脱したとして、善管注意義務違反が肯定された事例。

3 長銀の元取締役が、母体行責任を前提に系列ノンバンクに対する支援として、受皿会社に対して行った物件引取資金の融資について、(i)支援先企業に対する支援計画の一環として意思決定ルールを遵守しており、同支援計画が合理性を欠くものではないとの認定のもと、経営判断の原則を前提として、その経営判断に誤りはなく、かつ、(ii)物件の引取りは正当な鑑定価格を前提とした時価による取引であり、会計上何らかの隠蔽が認められるわけではなく、含み損の発生危険はその時点において償却・引当等適切な債権管理を行えば足りるなど社会的相当性の逸脱もないとして、善管注意義務違反が否定された事例。

【知財】

(18) 最二判平成15年10月31日判タ1138号76頁 平成14年（行ヒ）第200号 特許取消

決定取消請求事件

法務速報31号26番にて紹介済

→

(19) 最三判平成16年6月8日 最高HP 平成15年（行ヒ）第265号 審決取消請求事件

商標法4条1項8号は、その括弧書以外の部分（以下、便宜「8号本文」という。）に列挙された他人の肖像又は他人の氏名、名称、その著名な略称等を含む商標は、括弧書にいう当該他人の承諾を得ているものを除き、商標登録を受けることができないと規定するところ、商標登録出願の時（以下「出願時」という。）に8号に該当しないものについては、8号の規定を適用しない旨を定めている同条3項の趣旨は、商標登録を受けることができない商標に当たるかどうかを判断する基準時が、原則として商標登録査定又は拒絶査定の時であることを前提として、出願後、査定時まで間に、出願人の関与し得ない客観的事実の変化が生じたため、その商標が8号本文に該当することとなった場合には商標登録を認めようとする趣旨であることに鑑みれば、3項にいう「出願時に8号に該当しない商標」とは、出願時に8号本文に該当しない商標をいうと解すべきものであって、出願時に8号本文に該当する商標について商標登録を受けるためには、査定時において8号括弧書の当該他人の承諾があることを要する。

(20) 東京高決平成14年4月24日判タ1138号253頁 平成13年（ヲ）第1814号

1 欧文文字「GQ」の文字を横書きし、指定役務を「飲食物の提供」等とする登録商標が、「C a f e G Q G I N Z A」の文字を横書きしてなる相手方の使用する標章等と類似するとして、商標権侵害を理由とする標章の使用差止等の仮処分申立てが認容された事例（原決定変更）

2 相手方は、「抗告人商標が、欧文文字2文字という、簡単な構成からなるものであるにもかかわらず、その商標登録が認められたのは、文字を原型としつつ図案化された図形商標としての特質によるものと理解すべきであり、相手方標章との類比判断も外観を中心に判断すべき」旨主張するが、一般の取引者、需要者が、これを「GQ」との文字の組み合わせと考えずに、図形として認識するなどということは到底できない。

(21) 東京地判平成15年6月27日判タ1141号245頁 平成14年（ワ）第10522号 商標専

用使用権侵害差止等請求事件

法務速報35号24番で紹介済

→

(22) 東京地判平成15年12月26日判時1851号138頁 平成14年（ワ）第3237号 特許

権侵害差止等請求事件

被告の「ノズルを組み込んだ液体充填機」の製造・販売が、原告の有する「液体充填機のノズル」にかかる特許権の侵害にあたることとされた場合に、その損害額の算定につき、「ノズルを組み込んだ液体充填機」の販売額を基礎として、ノズル部分の液体充填機に対する寄与率（ノズルの価格は低額だが、これを備えた液体充填装置の価格が極めて高額であった事例で、寄与率20%が相当と認定された）を考慮して損害賠償が認定された事例。

(23) 東京地判平成16年5月24日 裁判所HP 平成16(ワ)6516 商標権 民事訴訟事件

被告は、原告ステッカーと同一又は極めて酷似したステッカーを製造し、インターネットのヤフーオークションにおいて販売し、販売のために展示しているが、①被告ステッカーの外観からその所出を判別することは困難であること、②被告ステッカーの販売数量は、合計約800枚であって、極めて多数に及ぶこと、③被告は、原告から警告状を受け取って詫言を送付し、販売の中止を約束しながら、IDを変更して販売を継続し、警告書を受け取った後の販売数量が警告書を受ける前より多数に及ぶこと、④原告ステッカーは、原告が多大の費用と時間をかけて営業活動及び宣伝活動をすることによって形成した原告の防犯サービス等の信用力を表象するものと評価でき、原告ステッカーの掲示をもって、原告の提供する防犯サービスの契約者であると、一般に認識されていること等の事実を照らすならば、被告による被告ステッカーの販売行為は原告が形成してきた防犯サービスに対する評価及び信用を著しく低下させる行為であり、その販売態様も悪質であるといえる。そうすると、被告の販売行為により原告が被った信用毀損による損害は300万円と認めるのが相当である。

(24) 東京地判平成16年6月11日 裁判所HP 平成15(ワ)11889 著作権 民事訴訟事件

原告作成のインターネットホームページ上の米国デンバー市を紹介したウェブサイトにおいて、原告が撮影した原告の知人であるデンバー元総領事の写真を掲載していたところ、平成13年当時、社会的に問題となっていた外務省における不祥事に関連する報道の一環として、被告が放送したテレビジョン番組の中で、原告に無断で上記元総領事の写真が使用されたこ

とについては、本件著作物が外務省不祥事の報道との関係で時事性を有していたものであり、また、原告とB元領事との私的交流に基づいて撮影されたもので商業的利用を想定しないものであったこと等の事情をも併せ考慮すれば、本件各番組において本件著作物を公衆送信した行為については、キー局となる被告が1回公衆送信（放送）し、ネット局たる地方の各ネットワーク局（放送事業者）が同時に公衆送信（放送）するに当たり、5万円をもって著作権法114条3項所定の損害額と認めるのが相当である。

【民事手続】

(25) 最一決平成15年11月13日判タ1138号316頁 平成15年（許）第21号 遺産分割審判等に対する抗告却下決定に対する許可抗告事件
法務速報31号28番にて紹介済

>

(26) 最三決平成16年5月25日 最高HP平成15年（許）第40号 文書提出命令申立て却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件

1 民事訴訟の当事者が、民訴法220条3号後段の規定に基づき、刑訴法47条所定の「訴訟に関する書類」に該当する文書の提出を求める場合、当該文書が法律関係文書に該当する場合であって、その保管者が提出を拒否したことが、その裁量権の範囲を逸脱又は濫用するものであるときは、裁判所は、当該文書の提出を命ずることができる。

2 既に有罪判決が確定している者が、本案訴訟において、刑事公判において採用されなかった主張と同様の主張事実を立証するために刑事公判に提出されなかった共犯者らの捜査段階における供述調書（本件各文書）の提出を求めた場合、本案訴訟において本件各文書を証拠として取り調べることが、その者の主張事実の立証に必要不可欠なものとはいえず、本件各文書が開示されることによって、共犯者等の名誉、プライバシーが侵害されるおそれがないとはいえないときは、本件各文書の提出を拒否した文書保管者の判断が、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるということとはできない。

(27) 大阪高判平成14年6月27日判タ1141号274頁 平成13年（ネ）第3531号 取立金請求控訴事件

XがY西日本旅客鉄道（株）のもと従業員であったAに対する債権について、Aを債務者、Yを第三債務者として、AのYに対する給料債権等に対する仮差押命令及び差押命令を得た上、Yに対し、差押えに係る給料債権等の支払を求めた取立訴訟を提起し、仮差押決定の第三債務者Yへの送達の効力が争点となった事案において、民訴法103条1項にいう営業所とは、会社の本店又は支店など、少なくともある範囲の営業の中心をなす場所で、ある程度独立して業務を行うことができるものをいい、他から指揮監督を受けて単に実地の業務を執行するにとどまる程度の場所はこれに当たらないものと解すべきところ、新幹線保線区は、支社の業務を掌理する支社長の指揮命令を受けて区長以下の従業員がその職制によりその担当業務を誠実に遂行すべき当該支社の一部署にすぎないものであって、営業所であるYの本社又は支社からある程度独立してその業務を行うことができる場所であるとは到底言い難いから、新幹線保線区は同項にいう営業所には該当しないと判断がなされた。

(28) 東京高判平成14年10月31日判タ1138号276頁 平成12年（ネ）第2645号
（トラニラスト侵害訴訟控訴審判決）

平成2年に提訴されて以来、約11年にわたり自らの工場において実施してきたトラニラストの製造方法とは異なる被告主張方法を抗弁として主張し、実施していない虚偽の製造方法を記載した本件製造記録を自らつ造して、これを書証として裁判所に提出した被告が、これまでに主張してきた被告主張方法を撤回して、被控訴人主張方法を新たに主張し、新たに大量の書証の提出の申出をした点について、故意による時期に後れた攻撃防御方法であるとされた事例

(29) 大阪地判平成15年3月20日判タ1141号284頁 平成13年（ワ）第11128号 否認権行使請求事件

A社が、債権の大部分を占める主要債権者に対し再建計画を提示して事実上の了解を得た後に、無担保債権者であったY銀行が当該債権計画を事実上了承するにあたって手形の譲渡担保を要求し、A社がこれに応じてなした手形の譲渡担保設定行為について、その後になされた民事再生手続において民事再生法127条1項1号に基づく否認がなされた事案。

(30) 東京地判平成15年9月12日判時1853号116頁 平成15年（ワ）第2999号、供託金還付請求権確認請求事件

1 本件停止条件付集合債権譲渡担保契約は債権譲渡契約の効力発生を停止条件にかからせることで支払停止時に破産者の行為によらずに権利移転の効力が生ずるような仕組みを設定して、故意否認及び危機否認を免れ、かつ、支払停止後直ちに譲渡通知をすることにより、権利移転の効力発生日から15日以内に対抗要件を具備したものと対抗要件否認がされるのを免れることを意図してされたものである。本件契約は、破産法74条1項が保護しようとする通常の取引には該当せず、否認訴訟においては、このような債権譲受人は、信義則上、当該債権譲渡担保契約が停止条件付であることを主張できない。

2 本件契約について、破産法74条1項所定の15日の起算点を判断する場合には、契約締結時に効力が生じたものとして扱い、その時点から起算して15日以内に対抗要件具備行為がなされたか否かを検討すべきである。本件において、対抗要件具備行為が契約締結から15日を経過してなされたことは明らかであり、対抗要件具備行為が、訴外会社の弁護士介入を知ってなされたものであるから、被告が悪意であることも明らかであり、原告は本件債権譲渡行為を否認することができ、被告は本件債権譲渡契約の効力を原告に対抗できない。

(31) 東京地裁平成15年12月22日判タ1141号279頁 平成14年（ワ）第26144号 動産引渡請求事件

フルベアウト方式によるファイナンス・リース契約につき、民事再生手続においてリース会社はリース物件の利用権上に担保権（別除権）を有するものと解されるが、右担保権の実行（別除権の行使）は本訴（所有権に基づくリース物件の返還請求訴訟）提起前に既に完了しており、口頭弁論終結時にはXはリース物件の完全な所有権を回復しているといえ、リース会社の再生債務者に対する所有権（取戻権）に基づくリース物件の返還請求が認められた事案。

(32) 横浜地判平成16年1月29日金法1707号106頁 平成14年(ワ)第3908号
XがYに敷金返還請求権について質権を設定するとともに、X Y間で賃貸借契約を忠実に履行し質権者に損害を生じさせない旨が約された場合、Xは、自らの破産宣告後、質権者の質権を害してはならず、破産宣告後賃料等を払わずに敷金から充当されないように対処すべき担保保存義務を負っており、Xの破産管財人Zも同様の義務を負っているところ、Zが、破産宣告後、賃貸人に対し賃料等を支払わずに敷金を充当する旨合意して賃料等の支払いを免れたときは、ZはYに対し、敷金の中から回収予定であった金額について不当利得として返還すべきである。

【公法】

(33) 最三判平成15年9月9日判タ1138号57頁 平成14年(行ヒ)第242号 事件記録閲覧
謄写許可処分取消、公正取引委員会審判事件記録閲覧謄写許可処分取消、公正取引委員
会審判記録閲覧謄写許可執行取消請求事件
法務速報29号35番にて紹介済
>

(34) 最三判平成15年10月28日判タ1138号66頁 平成13年(行ヒ)第83号、84号 公文
書非公開決定処分取消請求事件
法務速報31号34番にて紹介済
>

(35) 最二判平成15年11月21日判時1851号110頁・平成12年(行ヒ)第334号・公文書
非開示決定取消請求事件
→法務速報32号15番で紹介済み。

(36) 最一判平成16年1月15日判時1849号30頁・平成14年(行ヒ)第312号・一般廃棄
物処理業不許可処分取消請求事件
法務速報33号30番で紹介済
→

(37) 最一決平成16年5月31日 最高HP 平成16年(行フ)第3号 執行停止決定に対す
る許可抗告事件
退去強制令書の収容部分の執行により被収容者が受ける損害は、当然には行政事件訴訟
法25条2項に規定する回復の困難な損害に当たるとはいえないところ、[1]本案事件の第1審
判決後に、Aが日本人男性と婚姻し、Bが同男性と養子縁組をしたこと、[2]Bは、ソウル大学の
推薦入学試験を受けることが決まり、日本において東京韓国学校高等科を卒業しなければなら
ないこと、[3]A BはBの同学校卒業後直ちに大韓民国に帰る意思を明らかにしたことにより、
事情に大きな変化があったなど被収容者の主張するところによっても、退去強制令書の収容
部分の執行により被収容者が受ける損害は、社会通念上金銭賠償による回復をもって満足す
ることもやむを得ないものというべきであり、上記回復の困難な損害に当たるといえることはできず、
本件各令書の収容部分の執行を停止すべき緊急の必要があるとはいえない。

(38) 最三判平成16年6月1日 最高HP 平成12年(行ヒ)第125号 損害賠償請求事件
地方公共団体の長が地方自治法96条1項5号に規定する議会の議決が得られなかった1
個の工事請負契約を議会の議決を要しない規模の3個の工事請負契約に分割して締結した
ことについて、長による公共事業に係る工事の実施方法等の決定が当該工事に係る請負契
約の締結につき同号を潜脱する目的でされたものと認められる場合には、当該長の決定は違
法であると解するものが相当であるところ、工期の短縮等の手段として工区を三つに分割するこ
とが、本件工事の内容、性質、実施場所等に照らして合理的であったなどの特段の理由に基
づくものと認められる場合には、長が本件各契約を締結したことについて、同号を潜脱する目
的で行った違法なものといえることはできないから、特段の理由について審理を尽くさずして適
法とした原審の判断には違法がある。

(39) 福岡高判平成13年5月29日判タ1138号99頁 平成11年(行コ)第12号
1 既に工事(業務)が完了した後に契約を締結したという本件測量委託契約は、契約締結
の方法について規定した地方自治法234条等に反し、違法かつ無効である。
2 本件支出額は、随意契約ないし入札による場合の価格を下回っているから、福岡県には
損害が発生していない(請求棄却の第1審を支持し控訴棄却)。

(40) 東京高判平成16年1月22日判時1851号113頁 平成14年(行コ)第276号 不動
産取得税賦課決定処分取消、審査決定取消請求控訴事件
家屋の固定資産評価と建築費の関係につき、最高裁が「固定資産税の課税標準である不
動産の価格である適正な時価とは、正常な条件の下に成立する当該不動産の取引価格であ
る」(最一判平15.6.26判例時報1830号29頁)、「固定資産評価基準に定める再建築価額評
価法は、一般的な合理性を肯定することができ、再建築価額評価法に従って決定した価格は、
その評価の方法によっては再建築費を適切に算定することができない特別の事情等の存しな
い限り、家屋の適正な時価であると推認することができる」(最二判平15.7.18判例時報1839
号96頁)と判示しているところ、本判決では、

1 再建築価額評価法による家屋の評価は、正常な取引価格である建築費の下限を超えな
い限りにおいてのみ、適正な時価となる、として、再建築価額評価法による評価が適正な時価
とされる限界を示した。

2 家屋の実際の建築費が再建築価額評価法による評価額を下回っている可能性を示す事
情があり、あるいは再建築価額評価法の基礎とされる標準評点数が建築物価の下落にかかわ
らず修正されないなどの事情があつて、再建築価額評価法による評価額は適正な時価を上回
っている可能性がある場合には、固定資産評価基準が定める評価の方法によっては、適正な
時価を適切に算定できない特別の事情がある、として、特別の事情の一事例を示した。

(41) 名古屋高金沢支判平成16年4月19日 高裁HP 平成15年(行コ)第1号 公文書非
開示決定取消請求控訴事件

1 新湊市情報公開条例7条2号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうる情報（個人識別情報）を不開示とし（同号本文）、例外として、当該個人が公務員である場合に、当該情報がその職務の遂行にかかる情報である場合を規定する（同号但書きウ）。

また、同条例15条は、7条2号本文に該当する情報であっても、当該情報により識別されうる個人（本人）からの開示請求については応じなければならないとする。

本件は、亡母の市立病院での診療記録をその相続人が開示請求した事案である。

2 本件診療記録は、作成者である医師にとっては7条2号但書きウに該当するが、亡母については同ウに該当しないので、7条2号本文所定の不開示文書である。

3 15条に言う「本人」には、まず亡母が該当するところ、公文書開示請求権は相続の対象とはならない（平成16年2月24日最高裁判所第三小法廷判決 法務速報35号40番参照）。

4 本件診療記録は、相続人の損害賠償請求権または慰謝料請求権の存否に密接な関連を有する情報を記録した文書として、社会通念上、相続人自身の個人識別情報でもあるということがので、相続人は15条に言う「本人」に該当する。

(42) 福岡高判平成16年5月24日 高裁HP 平成14年（ネ）第511号 損害賠償等請求控訴事件

1 本件は、戦前中国から日本に強制連行され強制労働させられたとする中国人らが、国および三井鉱山株式会社に対し損害賠償を求めた事案であるが、原審判決が三井鉱山に対する請求の一部分のみを認容したのに対し、本判決は右認容部分を取り消し、その請求を全面棄却した。

争点は多岐にわたるが、主として結論を左右した点について言及する。

2 本判決は、強制連行および強制労働に関する国および三井鉱山の不法行為責任を肯定した上で、国家無答責をいう国の主張も退けた。

3 原審判決と本判決との分かれ目は民法724条後段の除斥期間の理解にあり、本判決は法的安定性を重視する立場から、除斥期間の原則を強く打ち出した。

本判決は、除斥期間の例外を認めた最高裁判例をふまえ、[1] 救済の必要性、[2] 期間内に権利行使することの困難性、[3] 除斥期間の恩恵を受ける者の行動の問題性、[4] 提訴時期、の四要素を指摘して検討を加え、結論として[2] の一部と[4] について消極的な判断を示し、除斥期間の適用を肯定した。

(43) 大阪高判平成16年5月27日 高裁HP 平成15年（行コ）第112号 上水道料金免除申請否認処分取消請求控訴事件

奈良市水道事業給水条例34条による上水道料金の減免申請に対する拒否処分については、同手続条例8条により奈良市に理由提示義務が課せられているところ、その具体的内容としては、根拠規定を示すだけでは足りず、いかなる根拠に基づきいかなる法規を適用して当該申請が拒否されたのかと言うことを、申請者においてその記載自体から知しうるものでなければならない。

本件では、申請者の減免申請理由が減免事由に該当しないことは明らかであるが、申請者と奈良市との間の折衝において当該事実を申請者において推知しうる状態にあったとはいえない等の事情からは、上記の理由提示があったとはいえない。

(44) 名古屋地決平成15年1月10日判タ1141号160頁 平成14年（行ク）第22号 行政処分執行停止申立事件

公用財産である教育施設についてされた使用許可処分が右翼の街宣活動等による混乱を理由として取り消されたことについて、申立人らが平穩に会合を行おうとしているのに、これに反対する者らがこれを妨害しようとして街宣活動等を行うため業務上の支障が生ずる恐れがあることを理由に本件施設の使用許可処分を取り消すことができるのは、警察の警備や施設管理者の工夫によっても、なお著しい支障を防止することができないほど特別な事情がある場合に限られるというべきであり、本件の取消処分には、裁量権を逸脱濫用した違法の余地があるとして、その効力の停止が認められた事例。

【刑事法】

(45) 最二決平成15年10月6日判タ1138号78頁 平成14年（あ）第1164号 有印私文書偽造被告事件

法務速報30号42番にて紹介済

>

(46) 最三判平成15年10月28日判タ1138号81頁 平成14年（あ）第827号 麻薬及び向精神薬取締法違反、関税法違反被告事件

法務速報31号47番にて紹介済

>

(47) 最一判平成15年12月3日判時1849号131頁・平成14年（あ）第1658号・出入国管理及び難民認定法違反被告事件

法務速報32号26番で紹介済

→

(48) 最高裁平成15年12月3日判タ1141号150頁 平成13年（あ）第12号 証券取引法違反被告事件

法務速報36号25番で紹介済

→

(49) 最二判平成16年1月20日判時1849号133頁・平成15年（あ）第884号・法人税法違反被告事件

1 法人税法（平成13年改正前のもの）156条によると、同法153条ないし155条に規定する質問または検査の権限は、犯罪の証拠資料を取得収集し、保全するためなど、犯罪事件の調査あるいは捜査のための手段として行使することは許されないと解するのが相当である。

2 しかしながら、上記質問又は検査の権限の行使に当たって、取得収集される証拠資料が後に犯罪事件の証拠として利用されることが想定できたとしても、そのことによって直ちに、上

記質問又は検査の権限が犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行使されたことにはならない。

(50) 東京高決平成15年6月18日判タ1138号314頁 平成15年(ク)第251号
勾留後それまでの40日間以上にわたり接見等の禁止はなされていないところ、その間、被告人が罪証隠滅に向けて関係者に働きかけた形跡もうかがえないので、原決定の時点に至って初めて接見等を禁止しなければならないほどの必要性はない(原決定取消、接見禁止等請求却下)。

【社会法】

(51) 最一判平成15年9月4日判タ1138号61頁 平成11年(行ヒ)第99号 労災就学援護費不支給処分取消請求事件
法務速報29号26番にて紹介済
>

(52) 最二判平成15年10月10日判タ1138号71頁 平成13年(受)第1709号 解雇予告手当等請求本訴、損害賠償請求反訴、損害賠償等請求事件
法務速報30号38番にて紹介済
>

(53) 神戸地姫路支判平成15年11月14日判時1851号151頁 平成15年(ヨ)第92号 配転命令効力停止等仮処分命令申立事件
総合食品会社の従業員に対する姫路工場から霞ヶ浦工場への転勤命令について、同命令には業務上の必要性が存するが、病気の配偶者や受験を控えた娘がいること、あるいは介護を要する高齢かつ病弱な親がいること、このような状況下で一家の支柱たるものが単身赴任することは困難であること等の家庭の事情から、通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものであるから、権利の濫用にあたり無効とされた事例。

2. 6月の成立法令一覧

種類 提出回次 番号
議案件数

- ・衆法 159 37
障害者基本法の一部を改正する法律
・・・障害を理由とする差別・権利侵害行為を禁止する改正
- ・衆法 159 38
消費者保護基本法の一部を改正する法律
・・・消費者基本計画の作成等、消費者政策の基本理念を定めた改正
- ・衆法 159 39
コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律
・・・コンテンツの保護・活用促進を図るための資金調達、権利侵害に対する措置等を定めた法律
- ・衆法 159 42
旅券法の一部を改正する法律
・・・旅券に関する事務を市町村においても処理可能とする改正
- ・衆法 159 43
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律
・・・児童買春、児童ポルノに係る行為等の罰則を一律強化する改正
- ・衆法 159 44
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法
・・・一定の条件に基づき外国船舶の入港を禁止できるようにする法律
- ・参法 159 13
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律
・・・婚姻届の有無や事実上の離婚状態、配偶者の定義を拡大し保護拡充を図る改正
- ・閣法 159 18
金融機能の強化のための特別措置に関する法律
・・・金融組織再編成に係る株式等の引受け等、金融機関等の業務の健全化を図る法律
- ・閣法 159 19
預金保険法の一部を改正する法律
・・・金融機関を子会社とする銀行持株会社に対し資本増強を可能とする改正
- ・閣法 159 30
国民年金法等の一部を改正する法律
・・・年金保険料の段階的な引き上げ、給付水準の法制化等、年金制度の見直しを図る改正
- ・閣法 159 31

年金積立金管理運用独立行政法人法

- ・ ・ ・ 年金積立金管理運用独立行政法人の設立・目的・業務の範囲等を定めた法律

・ 閣法 159 32

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 事業者に対し、定年の引上げ・継続雇用制度導入等の措置を促す改正

・ 閣法 159 33

児童手当法の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 支給期間を小学校第三学年修了前までに延長する改正

・ 閣法 159 37

特許審査の迅速化等の特許法等の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 特許審査の調査業務を登録調査機関に代行可能とする制度、職務発明の対価の算定規定等を設ける法改正

・ 閣法 159 38

景観法

- ・ ・ ・ 景観重要建造物の指定等、景観の整備・保全等の基本理念を定めた法律

・ 閣法 159 39

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

- ・ ・ ・ 景観法の施行に伴う都市計画法、建築基準法等関係法律の整備および屋外広告等の規制に関する法律

・ 閣法 159 40

都市緑地保全法等の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 緑地保全のための保全地域の策定、建築物の緑化率の規制等に関する諸改正

・ 閣法 159 43

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 株式会社等による電子公告を可能とするための商法を始めとする諸法の関連規定の改正

・ 閣法 159 47

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 国民年金法改正に伴う国家公務員共済組合法の年金保険料、給付水準の見直し

・ 閣法 159 48

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 国民年金法改正に伴う私立学校教職員共済法の国家公務員共済組合法に準じる改正

・ 閣法 159 49

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 農業委員会不設置可能な農地面積の算定方法等の見直しを図る法律

・ 閣法 159 50

農業改良助長法の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 普及指導員の一元化および地域農業改良普及センターの必置規制廃止等の改正

・ 閣法 159 51

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 新たに就農する者に就農支援資金を貸し付けることを可能とする改正

・ 閣法 159 52

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 日米における犯罪捜査共助のための受刑者証人移送制度等、諸規定の改正

・ 閣法 159 56

卸売市場法の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 中央卸売市場の地方卸売市場への転換手続および卸売業者等の業務規制を緩和する改正

・ 閣法 159 57

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期間を五年間延長する改正

・ 閣法 159 58

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 指定暴力団員が他人の生命、身体又は財産を侵害したとき、その代表者が損害賠償責任を負うことを定めた改正

・ 閣法 159 59

私立学校法の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 学校法人に対し利害関係人の請求に応じて財産目録等を閲覧に供することを義務付ける改正

・ 閣法 159 60

道路交通法の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 運転中の掲題電話の使用規制を始めとする放置違反金制度、中型自動車運転免許新設

等道路交通法の諸規定の改正

- ・ 閣法 159 61
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 難民認定申請者に対する仮滞在及び難民認定者に対する在留資格の取得の許可、一方で不法滞在者等減少のための罰則の強化、在留資格取消し制度の新設等の諸改正
- ・ 閣法 159 62
知的財産高等裁判所設置法
・ ・ ・ 知的財産に関する事件を専門的に取り扱う知的財産高等裁判所を設置する法律
- ・ 閣法 159 63
裁判所法等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 知的財産に関する事件の秘密保持を強化し秘密保持命令等の権限強化を行う法律
- ・ 閣法 159 64
労働審判法
・ ・ ・ 労使関係の民事紛争につき労働審判員を置き専門的な事件解決を図るための法律
- ・ 閣法 159 66
行政事件訴訟法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 行政事件訴訟につき判決前の仮救済制度等の措置を図るようにする改正
- ・ 閣法 159 70
判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律
・ ・ ・ 裁判官及び検察官が一定期間官を離れ弁護士の職務を出来るようにする法律
- ・ 閣法 159 71
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 指定有害廃棄物の処理の禁止、処理施設における事故時の措置等を定めた法律
- ・ 閣法 159 72
工業標準化法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 鉱工業品等の日本工業規格表示制度を許可制から認可制へ改正する法律
- ・ 閣法 159 73
独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 独立行政法人産業技術総合研究所を特定独立行政法人以外とする改正
- ・ 閣法 159 74
鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 鉱山保安監督部を産業保安監督部に改組する等の改正
- ・ 閣法 159 75
不動産登記法
・ ・ ・ ネットによる登記申請や登記簿自体のオンライン化を制度化する法律
- ・ 閣法 159 76
不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
・ ・ ・ 不動産登記法の施行に伴い公示催告手続二関スル法律等の関係諸法を整備する法律
- ・ 閣法 159 78
建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 危険な既存不適格建築物に対する勧告及び是正命令制度の創設等の改正
- ・ 閣法 159 79
不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 不動産鑑定士の名称、試験、研修等に関する諸規定の改正
- ・ 閣法 159 80
旅行業法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 旅行業務取扱主任者の名称変更および研修課程に係る指定制度を登録制度に改める法律
- ・ 閣法 159 81
海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 船員労働時間の見直し、船員派遣事業に係る新制度創設等の改正
- ・ 閣法 159 82
自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 自動車の新規登録等の手続を電磁的方法で行うことを可能とする改正
- ・ 閣法 159 83
証券取引法等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 銀行等による証券仲介業務の解禁、市場監視機能の強化、目論見書制度の合理化等、金融システムを改善・強化のための諸規定の大幅改正

- ・閣法 159 84
株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 株式等についての振替決済制度や株券不発行制度等、取引の迅速化を図る改正
- ・閣法 159 86
学校教育法等の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 教育職員として栄養教諭を新設することに伴う免許制度、定数、給与等に関する諸規定の改正
- ・閣法 159 87
文化財保護法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 新たな保護対象として民俗技術、美術工芸品等有形文化財等を加える改正
- ・閣法 159 89
農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 農業協同組合等の合併等に関する規定および農業信用基金協会の経営健全化確保のための改正
- ・閣法 159 90
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 放射性同位元素装備機器の使用、販売及び賃貸業の規制の緩和に関する改正
- ・閣法 159 91
著作権法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 商業用レコードの逆輸入を著作権法違反とするための改正
- ・閣法 159 92
競馬法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 競馬の実施に関する事務を地方自治体や私人に委託可能とする改正
- ・閣法 159 93
社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律
 - ・ ・ ・ 合衆国における被保険者期間を日本の厚生年金保険等の加入期間に合算する特例
- ・閣法 159 94
社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律
 - ・ ・ ・ 韓国における被保険者期間を日本の厚生年金保険等の加入期間に合算する特例
- ・閣法 159 95
独立行政法人医薬基盤研究所法
 - ・ ・ ・ 独立行政法人医薬基盤研究所新設に伴う組織・業務等に関する諸規定
- ・閣法 159 96
結核予防法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 予防接種の前に行われるツベルクリン反応検査を廃止する改正
- ・閣法 159 97
薬剤師法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 海外の薬学校等の卒業者に薬師国家試験の受験資格を授与する改正
- ・閣法 159 98
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
 - ・ ・ ・ 武力攻撃（テロ等）に対応するための国・地方自治体の責務、避難措置・避難住民の救済等のための起債の特例等を定めた法律
- ・閣法 159 99
武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律
 - ・ ・ ・ 有事における合衆国軍隊への自衛隊による物品及び役務等の提供等に関する法律
- ・閣法 159 100
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
 - ・ ・ ・ 有事における特定公共施設（空港・港湾・道路等）の利用に関する法律
- ・閣法 159 101
国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律
 - ・ ・ ・ 国際人道法に規定する重大な違反行為に対する刑法罰の適用に関する法律
- ・閣法 159 102
武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律
 - ・ ・ ・ 有事の公海における外国軍用品輸送船に対する停船検査等に関する法律
- ・閣法 159 103
武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律
 - ・ ・ ・ ジュネーヴ条約に基づく捕虜等の拘束・抑留・取扱を取り決めた法律
- ・閣法 159 104

自衛隊法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 合衆国軍隊に対し自衛隊の物品の提供を実施することを可能とする改正

・ 閣法 159 105

構造改革特別区域法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 構造改革特別区域における法律病院等開設会社による事業の措置の特例に関する改正

・ 閣法 159 106

警備業法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 警備員の検定手続の法定化、警備業務の依頼者への書面交付に関する諸規定の改正

・ 閣法 159 107

地方自治法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るための地域自治区・地域協議会の新設に関する地方自治法の改正

・ 閣法 159 108

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律

・ ・ ・ 市町村合併を促進するための合併特例区に関する改正に関する法律

・ 閣法 159 109

市町村の合併の特例等に関する法律

・ ・ ・ 合併特例区の新設および市町村合併の弊害を除去するための特例に関する法律

・ 閣法 159 110

公益通報者保護法

・ ・ ・ 公益通報をした労働者の解雇無効、身体・財産等の保護に関する法律

・ 閣法 159 111

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

・ ・ ・ 国民年金法改正に伴う地方公務員共済組合法の年金保険料、給付水準の見直し

・ 閣法 159 112

高速道路株式会社法

・ ・ ・ 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化に関する名称・組織・主務官庁の監督・罰則等に関する法律

・ 閣法 159 113

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

・ ・ ・ 公団から承継した債務の返済等の業務を行う独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の設立・組織・業務に関する法律

・ 閣法 159 114

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律

・ ・ ・ 日本道路公団等の民営化に伴う道路整備特別措置法等その他諸法の整備に関する法律

・ 閣法 159 115

日本道路公団等民営化関係法施行法

・ ・ ・ 日本道路公団等の民営化に伴う新会社の運営に関する法律

・ 閣法 159 118

不正競争防止法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 特定商取引に関する法律における説明義務の強化、連鎖販売取引の規制に関する改正

・ 閣法 159 120

大気汚染防止法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 揮発性有機化合物排出抑制のための施設の届出義務化等の改正

・ 閣法 159 121

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律

・ ・ ・ 特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等に関する法律

・ 閣法 159 122

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 事業者による広域共同防災組織の設置、定期報告の義務化等の改正

・ 閣法 159 123

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律

・ ・ ・ 地方公務員一般職の短時間勤務職員の採用、修学者や高齢者への部分休業制度等の改正

・ 閣法 159 124

行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

・ ・ ・ 国立学校法人化に伴う国の行政機関職員の定員の引き下げに関する法律

・ 閣法 159 125

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

・ ・ ・ 特定外来生物の飼養・栽培・保管・輸入等の規制

・閣法 159 126
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 保護者等が学校運営に参画する学校運営協議会を設置する法律

・閣法 159 127
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 家畜等の移動制限を受けた所有者に対する金銭の交付等の改正

3. 6月の主な発刊書籍一覧 (私法部門)

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・谷口園恵・筒井建夫編著 商事法務 432頁 3780円
改正 担保・執行法の解説

・大塚章男 青林書院 472頁 4725円
ケースブック国際取引法

・三山裕三 雄松堂出版 230頁 5775円
知的財産の信託

・中村秀雄 有斐閣 500頁 8925円
国際商取引契約

・伊藤 進 商事法務 209頁 3570円
民事執行手続参加と消滅時効中断効 集団権利行使による暫定的中断効の提言

・弥永真生・松井秀樹・武井浩一編著 商事法務 279頁 2940円
ゼミナール 会社法現代化

・村田恒夫編著 法学書院 264頁 2205円
くらしの法律相談13 金銭トラブル解決の知識とQ & A

4. 6月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・藤山雅行編 青林書院 530頁 5355円
新・裁判実務大系 25 行政争訟

・島山武道 北海道大学図書刊行会 338頁 2940円
自然保護法講義〔第2版〕

・森下 忠 成文堂 328頁 6300円
国際刑法研究 第8巻 犯罪人引渡法の研究

・山下泰子・植田妙実子編著 中央大学出版部 600頁 6825円
フェミニズム国際法学の構築

・升田 純編著 青林書院 292頁 2940円
新・青林法律相談 6 名誉毀損・信用毀損の法律相談

・金子由芳 信山社出版 234頁 6300円
アジア危機と金融法制改革

・小野瀬厚・岡健太郎編著 商事法務 282頁 2940円
一問一答新しい人事訴訟制度 新法・新規則の解説

・奥野久雄 法律文化社 340頁 7350円
学校事故の責任法理

・三木常照 西日本法規出版 144頁 1890円
行政書士の役割 行政と市民のインターフェイス

・日本労働法学会編 法律文化社 170頁 2310円
日本労働法学会誌 103号 雇用政策法の基本原理

・日本社会保障法学会編 法律文化社 208頁 3465円
社会保障法 第19号

掲載記事の無断転載を禁じます。
